

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年6月23日

盛岡地方法務局花巻支局

登記官 渡 邊 智 明

（公印省略）

記

- 1 手続番号  
第4001-2025-0014号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項  
花巻市東十二丁目第23地割165番2